

## 社会福祉法人あゆみの会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あゆみの会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### ※参考

#### (評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、各年度の評議員1人あたりの総額が50,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

#### (役員の報酬等)

第二十三条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (報酬等の支給)

第2条 常勤役員（役員等のうち、この法人を主たる勤務場所とする者）及び非常勤役員等については、各年度の1人あたりの総額が50,000円を超えない範囲で、業務に応じた報酬等を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

#### (常勤及び非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤及び非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（1）報酬等については、別表に定める額

（2）非常勤役員等が職務のため出張をしたとき、あるいは遠隔地（下関市外）から会議等に出席したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給することができる。

#### (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等の報酬等については、職員給与に加えて、各年度の1人あたりの総額が50,000円を超えない範囲で、別表に定める額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤及び非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表（常勤及び非常勤役員等の報酬）

※各年度の1人あたりの総額が50,000円を超えない範囲で支給する。

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(3) 監事

	日額
監事監査及び理事会等への出席	10,000円
税理士の資格を有する監事の監事監査への出席	30,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(4) 評議員選任・解任委員

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	10,000円